

食品中の放射性物質の 対策と現状について

厚生労働省医薬食品局食品安全部

● 食品中の放射性物質を管理する仕組み

- 基準値の設定
- 検査体制
- 基準値を上回った場合の対応

● 食品中の放射性物質の検出状況

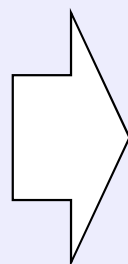
- 出荷前の検査
- 流通食品の調査

■ 食品の基準値の設定について(1)

- 暫定規制値に適合している食品は、健康への影響はないと一般的に評価され、安全は確保されていたが、
より一層、食品の安全と安心を確保する観点から、暫定規制値で許容していた年間線量 5 ミリシーベルトから年間 1 ミリシーベルトに基づく基準値に引き下げた。

○放射性セシウムの暫定規制値※1 ○放射性セシウムの現行基準値※2

食品群	規制値
飲料水	200
牛乳・乳製品	200
野菜類	500
穀類	
肉・卵・魚・その他	



食品群	基準値
飲料水	10
牛乳	50
一般食品	100
乳児用食品	50

(単位:ベクレル/kg)

※1 放射性ストロンチウムを含めて規制値を設定

※2 放射性ストロンチウム、プルトニウム等を含めて基準値を設定

■ 食品の基準値の設定について(2)

Q. 基準値の根拠は、なぜ、年間1ミリシーベルトなのですか？

A. ①科学的知見に基づいた国際的な指標に沿っている

食品の国際規格を作成しているコーデックス委員会の現在の指標で、年間1ミリシーベルトを超えないように設定されていること

注)ICRP(国際放射線防護委員会)は、年間1ミリシーベルトより厳しい措置を講じても、有意な線量の低減は達成できないため、更に厳しい規制を講じる必要はないとしており、これに基づいてコーデックス委員会が指標を定めている。

② 合理的に達成可能な限り低く抑えるため

モニタリング検査の結果で、多くの食品からの検出濃度は、時間の経過とともに相当程度低下傾向にあること

参考：食品区分の範囲について

食品区分	設定理由	含まれる食品の範囲
飲料水	<ul style="list-style-type: none"> ①すべての人が摂取し代替がきかず、摂取量が大きい ②WHOが飲料水中の放射性物質の指標値（10 Bq/kg）を提示 ③水道水中の放射性物質は厳格な管理が可能 	<ul style="list-style-type: none"> ○直接飲用する水、調理に使用する水及び水との代替関係が強い飲用茶
乳児用食品	<ul style="list-style-type: none"> ○食品安全委員会が、「小児の期間については、感受性が成人より高い可能性」を指摘 	<ul style="list-style-type: none"> ○健康増進法（平成14年法律第103号）第26条第1項の規定に基づく特別用途表示食品のうち「乳児用」に適する旨の表示許可を受けたもの ○乳児の飲食に供することを目的として販売するもの
牛乳	<ul style="list-style-type: none"> ①子どもの摂取量が特に多い ②食品安全委員会が、「小児の期間については、感受性が成人より高い可能性」を指摘 	<ul style="list-style-type: none"> ○乳及び乳製品の成分規格等に関する省令（昭和26年厚生省令第52号）の乳（牛乳、低脂肪乳、加工乳など）及び乳飲料
一般食品	<p>以下の理由により、「一般食品」として一括して区分</p> <ul style="list-style-type: none"> ①個人の食習慣の違い（摂取する食品の偏り）の影響を最小限にすることが可能 ②国民にとって、分かりやすい規制 ③コーデックス委員会などの国際的な考え方と整合 	<ul style="list-style-type: none"> ○上記以外の食品

■ 食品の基準値の設定について(3)

基準値のもととなる1人当たりの年間線量の上限值
1ミリシーベルト

水

約 0.1 ミリ
シーベルト

食品

約 0.9 ミリシーベルト (0.88~0.92)

放射性セシウム

放射性
セシウム以外

飲料水の基準値
(10ベクレル/kg) の水を
1年飲んだ場合に
相当する線量を割当て

セシウム以外の放射性物質による
影響を考慮
(例：19才以上では、多めに見積もって食品からの
線量の約12%)
※ストロンチウム90、プルトニウム、ルテニウム106

■ 参考：規制対象とする放射性核種の考え方について①

●規制の対象とする核種

規制の対象は、福島原発事故により放出した放射性核種のうち、原子力安全・保安院がその放出量の試算値リストに掲載した核種で、半減期1年以上の放射性核種全体（セシウム134、セシウム137、ストロンチウム90、プルトニウム、ルテニウム106）とする。

※半減期が短く、既に検出が認められない放射性ヨウ素や、原発敷地内においても天然の存在レベルと変化のないウランについては、基準値は設定しない。

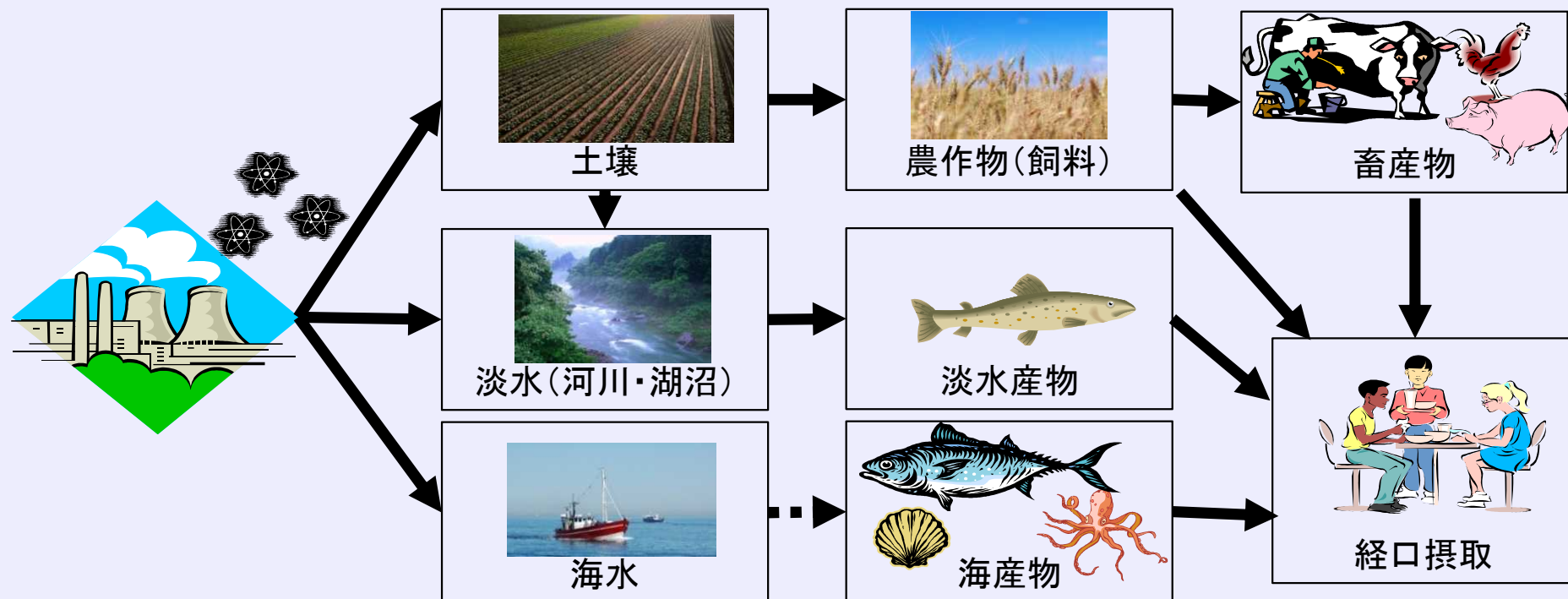
規制対象核種	(物理的)半減期
セシウム134	2.1年
セシウム137	30年
ストロンチウム90	29年
プルトニウム	14年～
ルテニウム106	367日

■ 参考：規制対象とする放射性核種の考え方について②

● 規制値設定の考え方

放射性セシウム以外の核種（ストロンチウム90、プルトニウム、ルテニウム106）は、測定に時間がかかるため、移行経路ごとに各放射性核種の移行濃度を解析し、産物・年齢区分に応じた放射性セシウムの寄与率を算出し、合計して1mSvを超えないように放射性セシウムの基準値を設定する。

※放射性セシウム以外の核種の線量は、例えば19歳以上で約12%。



■ 食品の基準値の設定について(4)

放射性セシウムからの
年間の線量を

**食品 1 kg
あたりの
量に換算**

- ※年齢区分別の摂取量と換算係数(実効線量係数)を用いて算出
- ※流通する食品の半分が基準値上限の放射性物質を含むと仮定

年齢区分	摂取量	限度値(ベクレル/kg)
1歳未満	男女平均	460
1歳～6歳	男	310
	女	320
7歳～12歳	男	190
	女	210
13歳～18歳	男	120
	女	150
19歳以上	男	130
	女	160
妊婦	女	160
最小値		120

各年齢区分のうち
最も厳しい(小さい)値をもとに

基準値
100ベクレル/kg

<「牛乳」の区分に含める食品>

「牛乳」に含める食品は、乳及び乳飲料とする。

乳飲料は、乳等を主原料とした飲料であり、消費者から牛乳や加工乳等と同類の商品と認識されているものを含むため。

■ 「牛乳」の区分に含める食品

牛乳 低脂肪乳 加工乳等 乳飲料



乳等省令における「乳」

■ 「牛乳」の区分に含めない食品

乳酸菌飲料 発酵乳 チーズ



乳等省令における「乳製品」

- 「乳児用食品」及び「牛乳」については、子どもへの配慮の観点で設ける食品区分であるため、万が一、流通する食品のすべてが汚染されていたとしても影響のない値を基準値とする。

→ 新たな基準値における一般食品の100 Bq/kgの半分である

50 Bq/kgを基準値とする。

「乳児用食品」の範囲について

カテゴリー	含まれる食品の範囲
<p>●健康増進法第26条 第1項の規定に基づく 特別用途表示食品のうち 「乳児用」に適する旨の 表示許可を受けたもの</p>	<p>■ 乳児用調製粉乳</p> 
<p>●乳児の飲食に供することを 目的として販売するもの</p> <p>→消費者が表示内容等により 乳児向けの食品であると認識する 可能性が高いものを対象とする。</p>	<div data-bbox="741 659 1469 906"> <p>■ 乳幼児を対象とした調製粉乳 フォローアップミルク等の 粉ミルクを含む</p>  </div> <div data-bbox="1491 659 2119 1058"> <p>■ 乳幼児向け飲料 飲用茶に該当する飲料は 飲料水の基準を適用</p>  </div> <div data-bbox="741 938 1469 1185"> <p>■ 乳幼児用食品 おやつ等</p>  </div> <div data-bbox="1491 1082 2119 1465"> <p>■ その他 服薬補助ゼリー、栄養食品等</p>  </div>

製造、加工食品の基準値適用の考え方

●基本的な考え

製造食品、加工食品については、原材料だけでなく、製造、加工された状態でも一般食品の基準値を満たすことを原則とする。

ただし、以下の①、②の食品については、実際に食べる状態の安全を確保するため、実際に食べる状態を考慮して基準値を適用する。

① 乾燥きのこ類、乾燥海藻類、乾燥魚介類、乾燥野菜など原材料を乾燥させ、水戻しを行い、食べる食品

→食用の実態を踏まえ、**原材料の状態と食べる状態（水戻しを行った状態）**で一般食品の基準値を適用する。

注) のり、煮干し、するめ、干しぶどうなど原材料を乾燥させ、そのまま食べる食品は、原材料の状態、製造、加工された状態（乾燥した状態）それぞれで一般食品の基準値を適用する。

② 茶、こめ油など原料から抽出して飲む、又は使用する食品

→原材料の状態と飲用、使用する状態で食品形態が大きく異なることから、**原材料の状態では基準値の適用対象としない。茶は、製造、加工後、飲む状態で飲料水の基準値を、米ぬかや菜種などを原料とする油は油で一般食品の基準値を適用する。**

■ 食品中の放射性物質に関する検査計画（1）

国が都道府県に対象品目、検査頻度等を示し、放射性セシウムが高く検出される可能性のある品目等を重点的に検査

原子力災害対策本部において策定（最終改正：平成25年3月19日）

平成24年4月以降の検査結果等を踏まえて以下について設定

- 対象自治体
- 対象品目
 - ・放射性セシウムの検出レベルの高い食品（きのこ・山菜類、野生鳥獣肉等）
 - ・飼養管理の影響を大きく受ける食品（乳、牛肉）
 - ・水産物
 - ・出荷制限の解除後の品目
 - ・市場流通品 等
- 対象区域・検査頻度
⇒検出レベル・品目の生産・出荷等の実態に応じて実施



各都道府県に対し、検査計画の策定、検査の実施を通知
(対象以外の自治体における検査の実施を含む)

食品中の放射性物質に関する検査計画（2）

		青森県	岩手県	秋田県	宮城県	山形県	福島県	茨城県	栃木県	群馬県	千葉県	埼玉県	東京都	神奈川県	新潟県	山梨県	長野県	静岡県	
基準値超の品目	野菜類		◎				●		◎				◎						
	果実類				◎		◎		◎		◎								
	きのこ・山菜類等	◎	◎	■	◎	■	◎	◎	◎	◎	◎	◎	●	◎	◎	◎	◎	◎	
	肉類		●		◎		◎	●	◎	◎	●								
	野生鳥獣の肉類	■	◎	■	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	■	■	◎	●	◎	■
	穀類、豆類		◎		◎		◎	■	●	■	●								
	茶		◎		●			◎	◎	◎	◎	●	●						
基準値の1/2～基準値の品目	野菜類				●		●												
	果実類						●		●		●								
	きのこ・山菜類等	■	●	■	●	■	●	■	●	●	■	●	■	■	■	■	■	■	
	はちみつ						●												
乳・牛肉		■		■		■	■	■	■	■	■	■							
海産魚種※	◎	◎		◎		◎	◎				◎								
内水面魚種		◎		◎		◎	◎	◎	◎	◎	◎		◎	◎					

※千葉県は牛肉のみ検査対象であり、海産魚種（マダラに限る。）については、北海道も検査対象。

■ 食品中の放射性物質に関する検査計画（3）

	◎の自治体			●の自治体 (■の自治体も準じて実施)	
	>基準値の1/2 市町村	主要産地 の市町村	その他の 市町村	>基準値の1/2 市町村	その他の 市町村
>基準値	3検体以上	3検体以上	1検体以上	3検体以上	1検体以上**
基準値1/2～ 基準値	—			3検体以上	1検体以上**
牛肉	—			農家毎に3か月に1回	
乳	—			クーラーステーション単位で 1回以上/2週間	
内水面魚 海産魚	週1回程度*			—	

※北海道、青森県、岩手県及び千葉県が行う海産魚の検査、埼玉県、神奈川県及び新潟県が行う内水面魚の検査については、過去の検査結果を考慮して実施

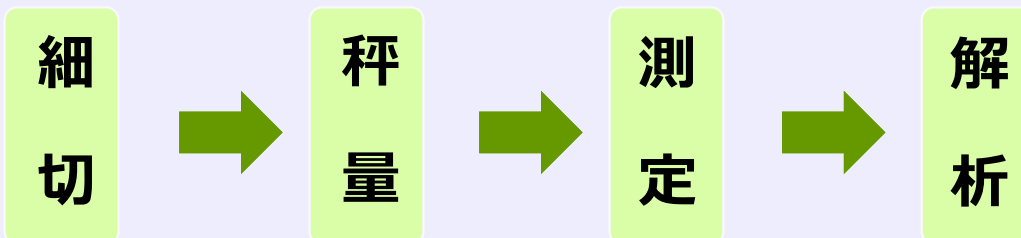
※※県内を市町村を越えて複数の区域に分割し、区域単位で3検体以上実施することもできる。

■ 食品中の放射性物質に関する検査の手順

精密な検査(①)と、効率的なスクリーニング検査(②)を組み合わせ実施

- ① ゲルマニウム半導体検出器を用いた核種分析法
- ② NaIシンチレーションスペクトロメータ等を用いた放射性セシウムスクリーニング法(最終改正：平成24年3月)
← 平成23年7月、短時間で多数の検査を実施するため導入

<測定の流れ>



牛肉



野菜



正確な測定には、測定機器や試料の正しい取扱いが必要

測定機器の取扱い

1. 測定日毎にバックグラウンドを測定し、通常の範囲を超えて上昇していないことを確認する。
2. 測定日毎に空の測定容器を用いてブランクを測定し、分析系に放射性物質の汚染が無いことを確認する。
3. 定期的に標準線源を用いて校正を行う。
4. 測定日毎にエネルギーのスケールがずれていないことを確認する。

試料の取扱い

1. 試料を測定容器に詰める際には、特に検出器付近に空隙ができないように留意する。
2. 試料による分析系の放射性表面汚染、あるいは試料間の汚染が起こらないように留意する。特に検出部位の汚染を防ぐため、検出器をポリエチレン袋で覆う、測定容器の外側に試料を付着させない等の措置を講じる。
3. 測定容器をくりかえし使用する場合は、測定容器の内側にポリエチレン袋を入れて試料を充填するなど、測定容器の汚染を防ぐ措置を講じる。
4. 試料の取り違えを防止するための措置を講じる。

正しい測定法は、厚生労働省食品安全部から、通知「食品中の放射性物質の試験法について」等により、自治体や検査機関に周知している。

■ 基準値を上回ったときの対応：出荷制限・摂取制限

- 原子力災害対策特別措置法(原災法)に基づく指示
- 地域的な広がりが確認された場合に「**出荷制限**」
- 著しく高濃度の値が検出された場合は「**摂取制限**」

■ 出荷制限・摂取制限の品目・区域の設定条件

- 地域的な広がりが確認された場合に、地域・品目を指定して設定。
- 地域は、都道府県域を原則。ただし、自治体による管理が可能であれば、管理状況等を考慮し、市町村・地域ごとに細分して区域を設定。

■ 出荷制限・摂取制限の品目・区域の解除

- 当該自治体からの申請による。
- 解除対象の区域は、集荷実態等を踏まえ複数区域に分割が可能。
- 直近1ヶ月以内の検査結果が、1市町村当たり、3か所以上、すべて基準値以下

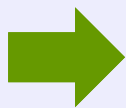
など

基準値を
超えた場合

地域的な広がりが
確認された

著しく高い値
が確認された

食品衛生法に
基づく検査



当該ロットは
法違反
として処理



原災法に基づき
出荷制限*



原災法に基づき
摂取制限

*東京電力福島第一原発の周辺の地域で出荷制限が指示された品目については、家庭で栽培・採取された場合にも、比較的多くの放射性物質が含まれている可能性がありますので、頻りに食べることは避けてください。



● 食品中の放射性物質を管理する仕組み

- 基準値の設定
- 検査体制
- 基準値を上回った場合の対応

● 食品中の放射性物質の検出状況

- 出荷前の検査
- 流通食品の調査

■ 食品中の放射性物質への対応の流れ

■ 食品中の放射性物質に関する基準値の設定

原子力安全委員会の示した指標値を暫定規制値として対応（平成23年3月17日～24年3月31日）
厚生労働省薬事・食品衛生審議会などでの議論を踏まえ、基準値を設定（平成24年4月1日～）



■ 食品中の放射性物質に関する検査

17都県を中心に地方自治体において、検査計画に基づく検査を開始(23年3月18日～)

平成23年3月18日～24年 3月31日 137,037件、うち暫定規制値超過1,204件（0.88%）

平成24年4月 1日～25年 3月31日 278,275件、うち基準値超過2,372件（0.85%）

平成25年4月 1日～25年 8月31日 134,684件、うち基準値超過494件（0.37%）



■ 超過食品の回収、廃棄

食品衛生法に基づき、基準を超えた食品については、同一ロットの食品を回収、廃棄

【原子力災害対策本部】

■ 食品の出荷制限

原子力災害対策特別措置法に基づき、基準を超えた地点の広がり等を踏まえ、県域又は県内の一部の区域を単位として出荷制限等を指示（平成23年3月21日～）

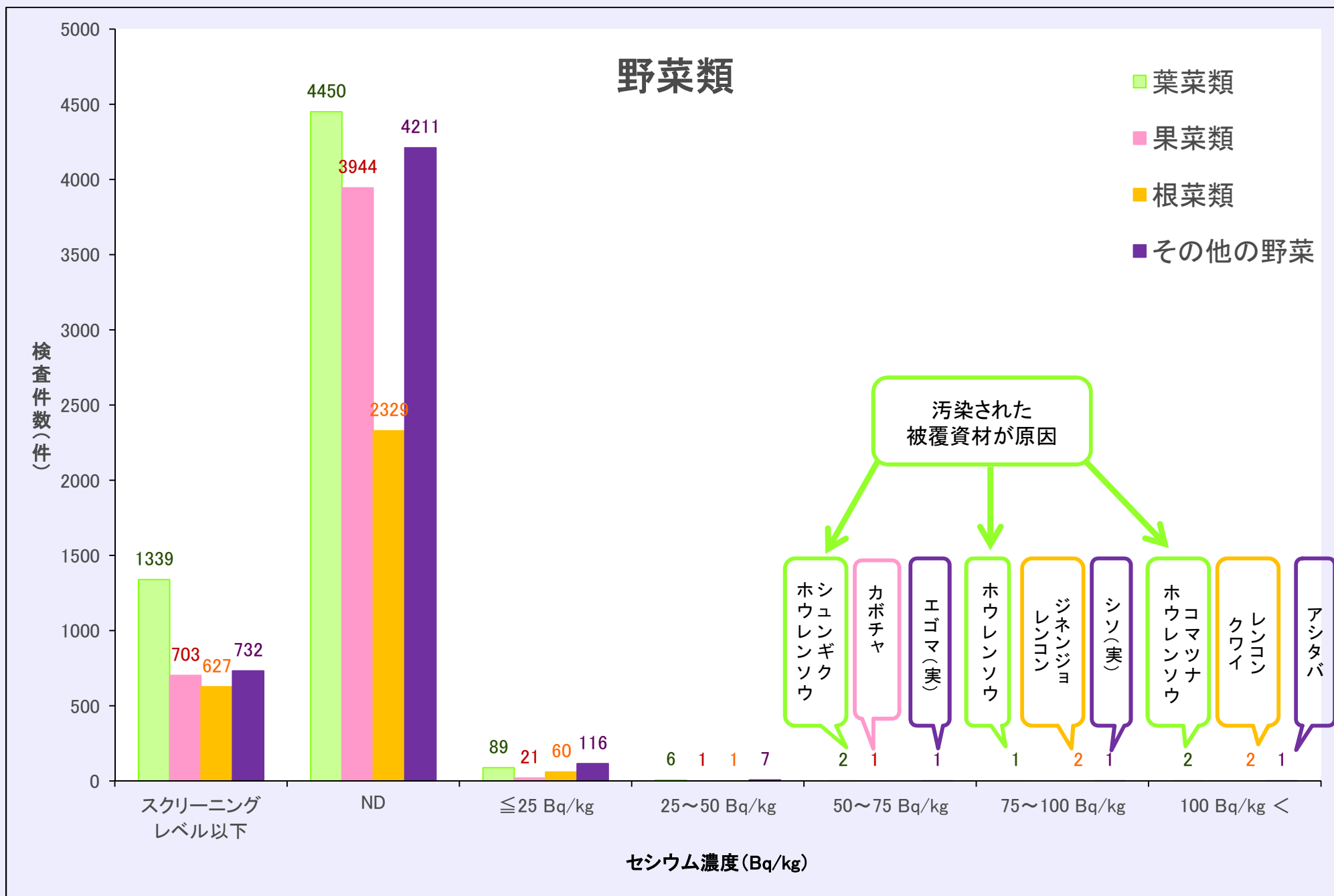


■ 食品の出荷制限等の解除

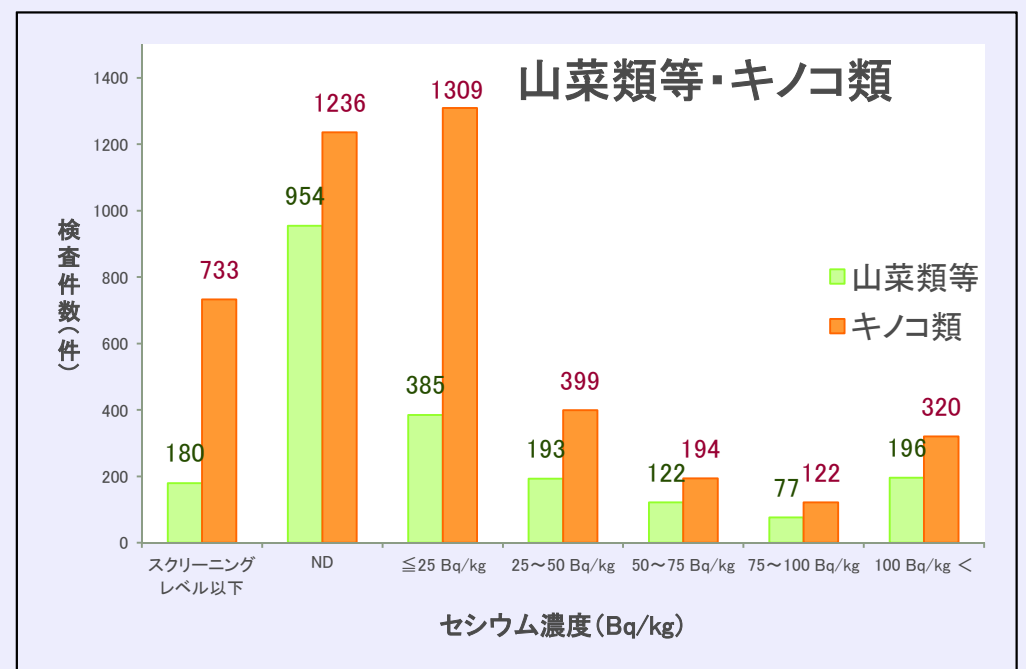
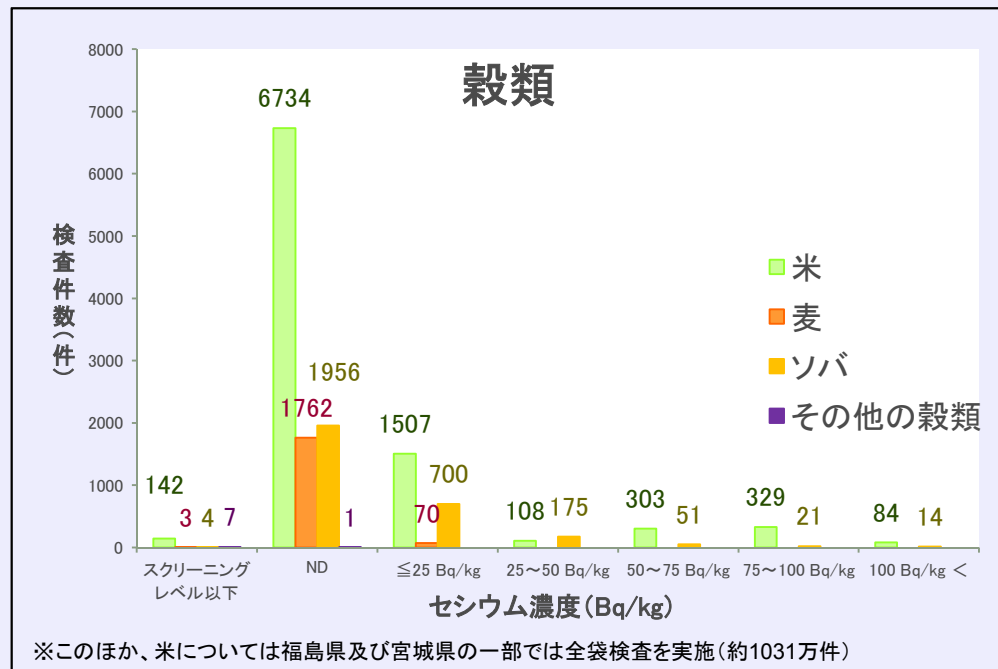
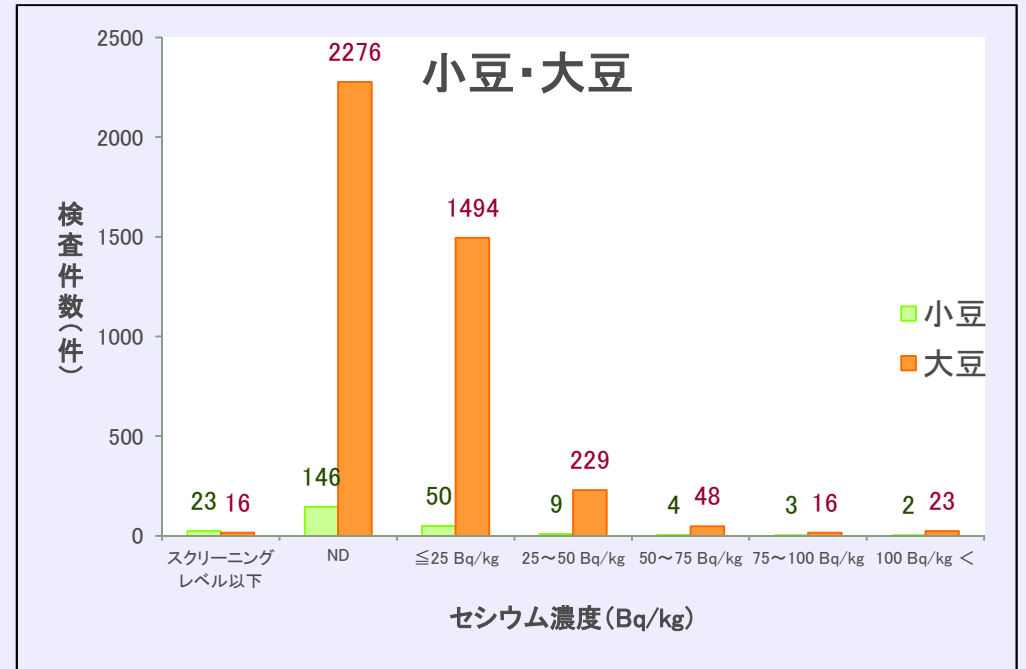
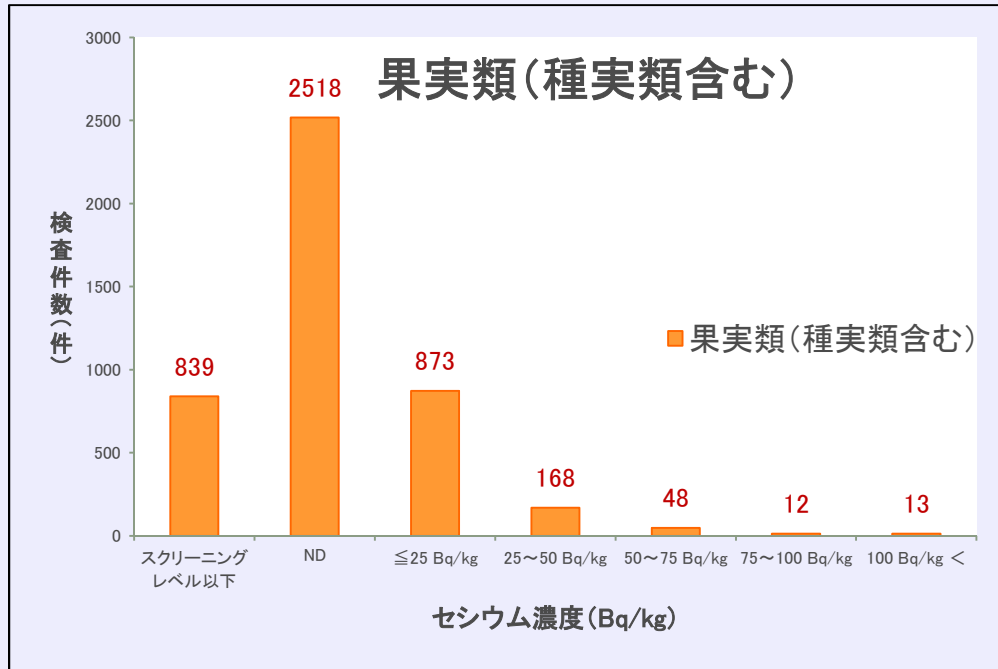
【原子力災害対策本部】

直近の1ヶ月以内の検査結果が、1市町村当たり、3か所以上、すべて基準値以下 など

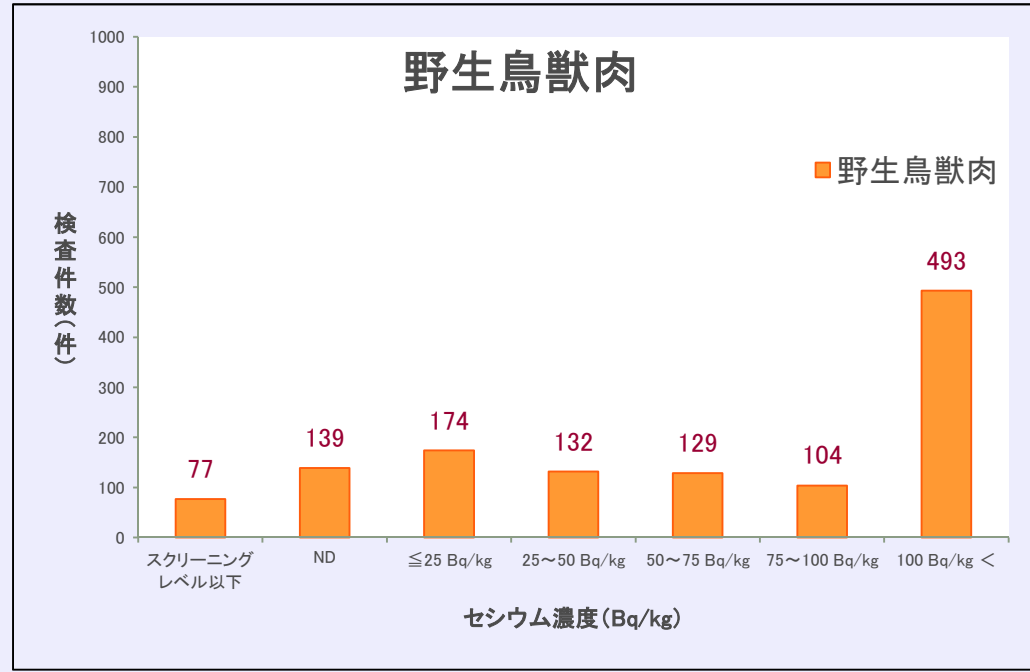
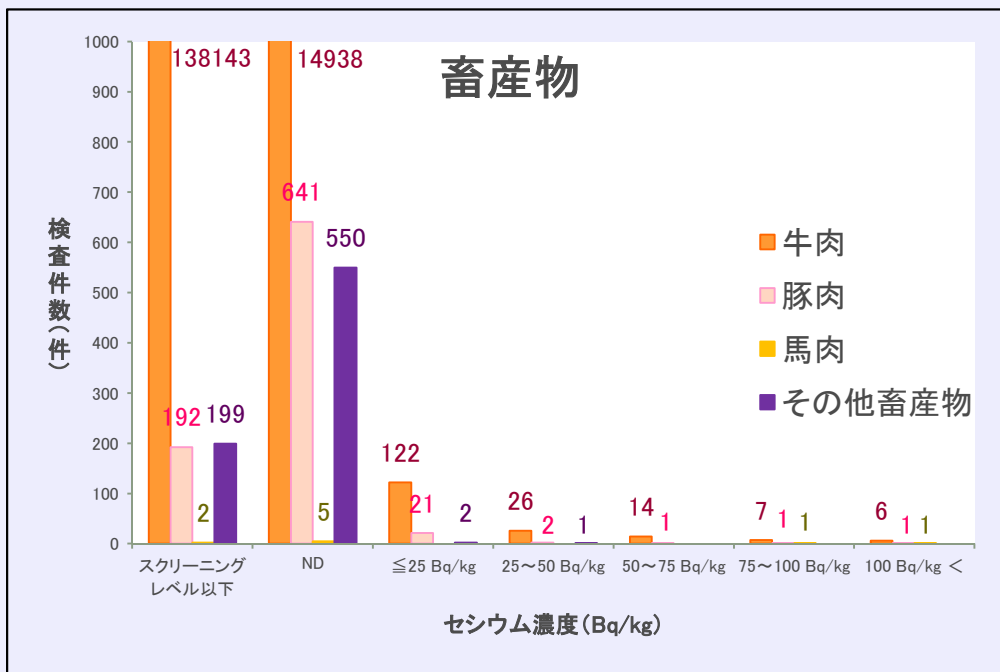
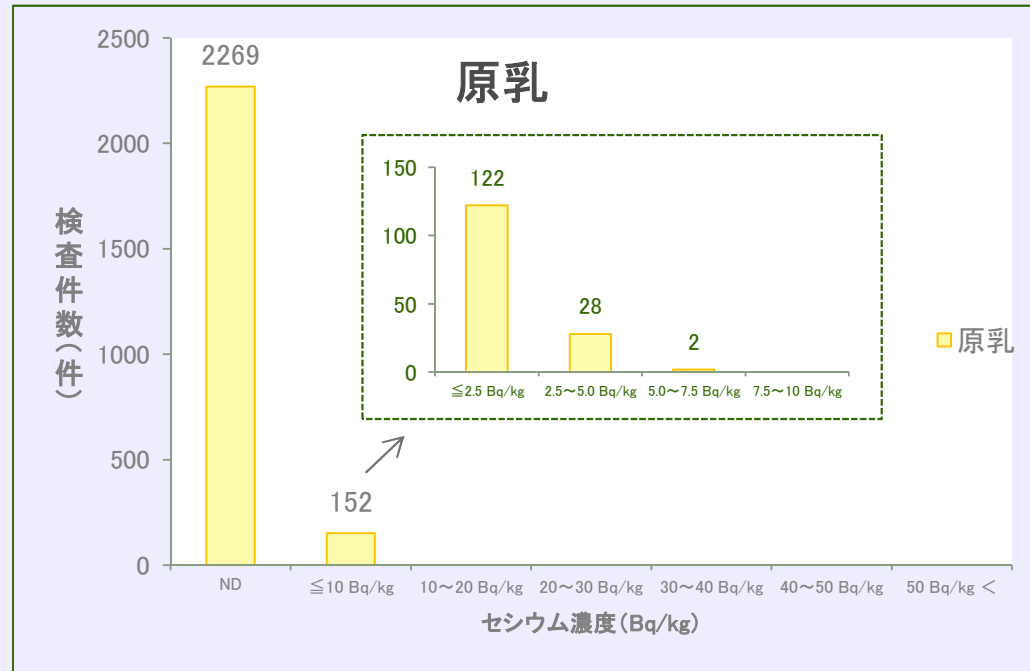
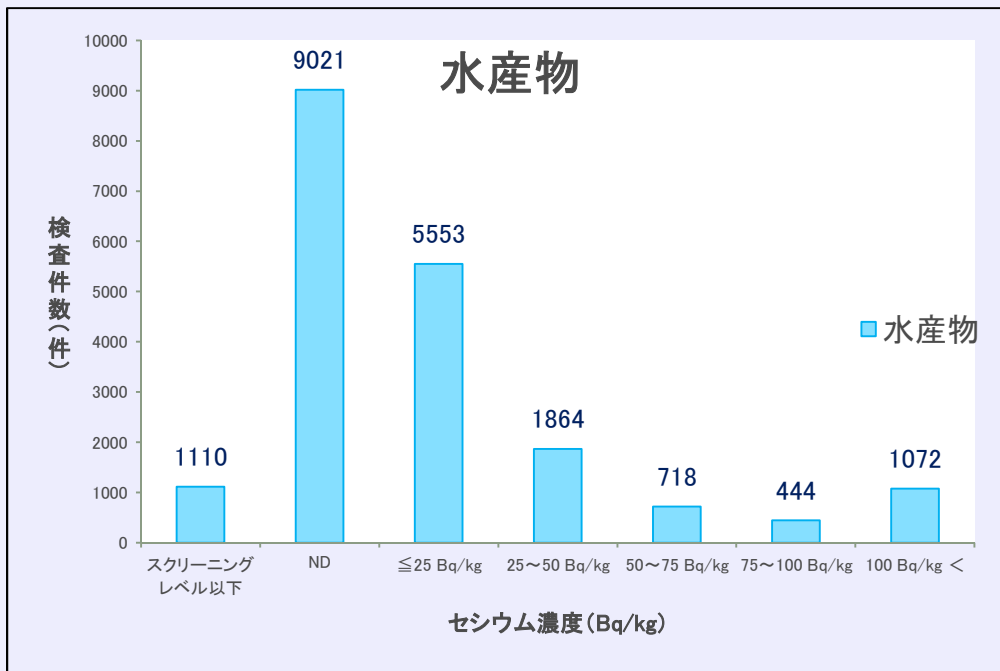
17都県産食品の食品群別セシウム濃度分布（平成24年度公表分）（1）



17都県産食品の食品群別セシウム濃度分布（平成24年度公表分）（2）



17都県産食品の食品群別セシウム濃度分布（平成24年度公表分）（3）



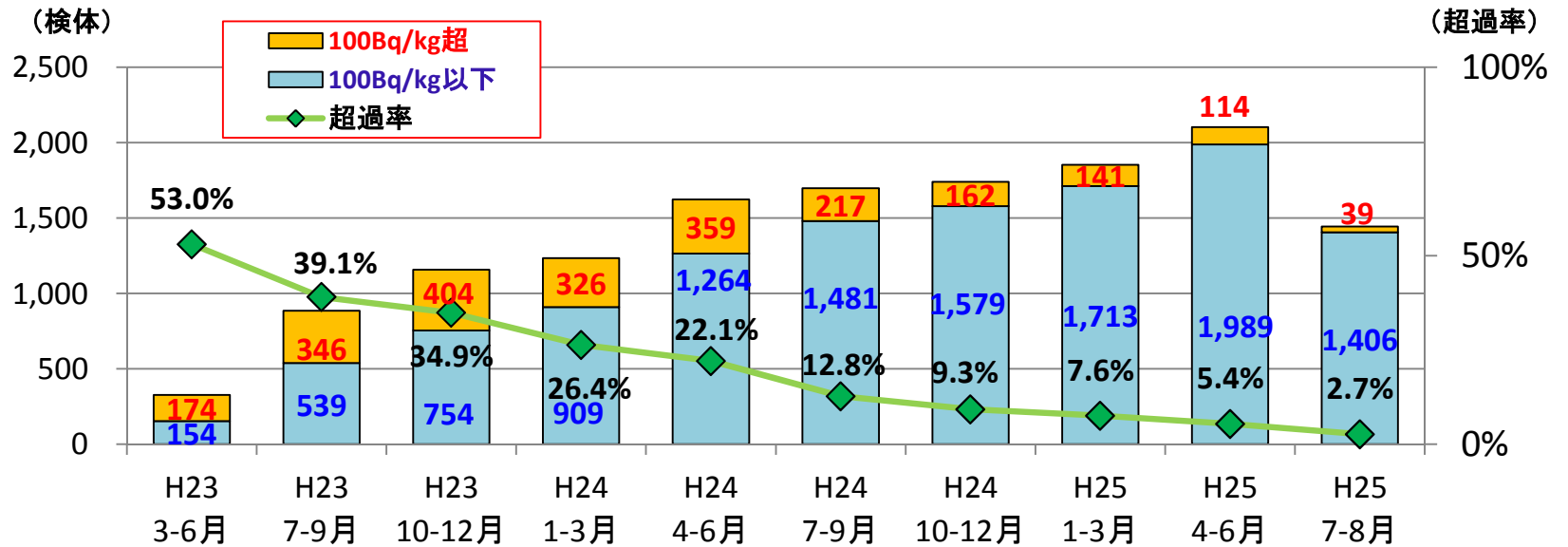
水産物の調査結果

平成25年8月末日時点

- 福島県では、事故直後、100Bq/kgを超える検体の割合が高かったが、徐々に低下し、現在は10%を切るレベル。なお、試験操業を除き、沿岸漁業・底びき網漁業を自粛中。
- 福島県以外においても、100Bq/kg超の検体の割合は徐々に低下し、平成24年10-12月期以降は1%を切るレベル。

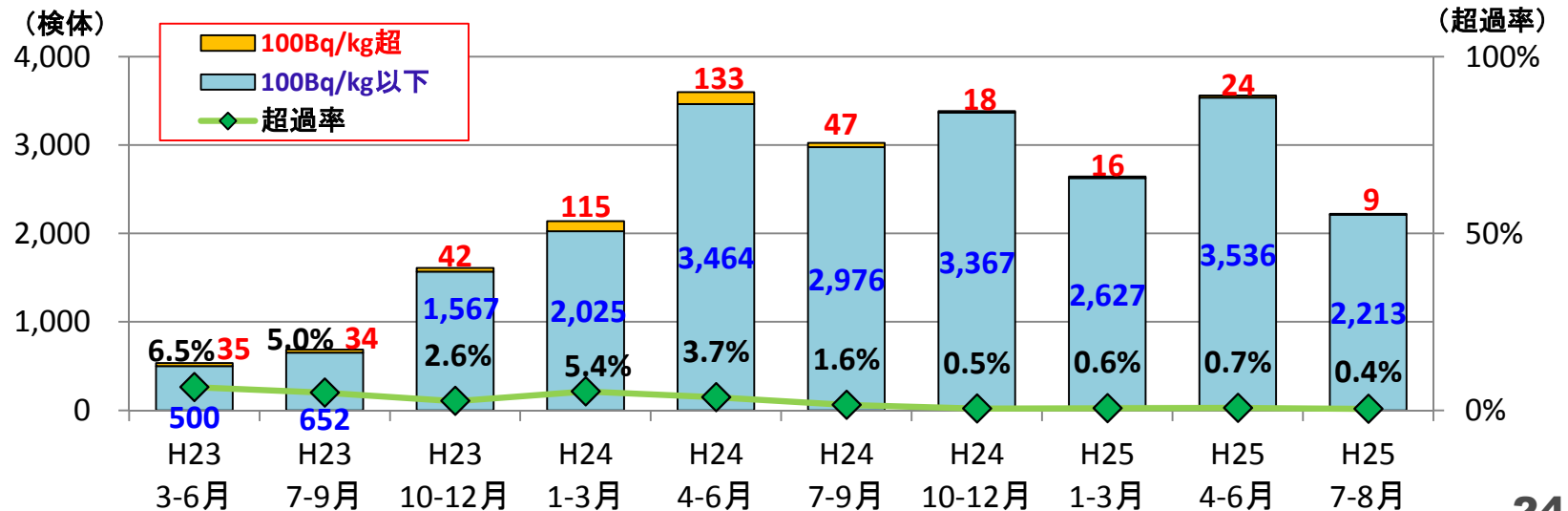
福島県の調査結果

総検体数：14,070検体
 100Bq/kg超の検体数：
 2,282検体
 100Bq/kg以下の検体数：
 11,788検体



福島県以外の調査結果

総検体数：23,400検体
 100Bq/kg超の検体数：
 473検体
 100Bq/kg以下の検体数：
 22,927検体



出典：水産庁

原子力災害対策特別措置法に基づく出荷制限の対象食品(平成25年9月12日時点)

県名	出荷制限品目
福島県	(一部地域) 原乳、ホウレンソウ・コマツナ等の非結球性葉菜類、キャベツ等の結球性葉菜類、ブロッコリー等のアブラナ科の花蕾類、カブ、原木シイタケ(露地・施設栽培)、原木ナメコ(露地栽培)、キノコ類(野生のものに限る。)、 タケノコ 、わさび(畑において栽培されたものに限る。)、 くさそてつ(こごみ) 、 こしあぶら 、 ぜんまい 、 うわばみそう(野生のものに限る。) 、 たらめ(野生のものに限る。) 、 ふき(野生のものに限る。) 、ふきのとう(野生のものに限る。)、 わらび 、ウメ、ユズ、クリ、キウイフルーツ、小豆、大豆 ^{注1} 、米(平成23・24・25年産 ^{注1})、ヤマメ(養殖を除く。)、ウグイ、ウナギ、アユ(養殖を除く。)、イワナ(養殖を除く。)、コイ(養殖を除く。)、フナ(養殖を除く。)、クマ肉 (全域) 牛肉 ^{注1} 、 イノシシ肉 、カルガモの肉、キジの肉、ノウサギの肉、ヤマドリ肉、 海産物(42種)
青森県	(一部地域) キノコ類(野生のものに限る。)
岩手県	(一部地域) 原木クリタケ(露地栽培)、原木シイタケ(露地栽培)、原木ナメコ(露地栽培)、キノコ類(野生のものに限る。)、 タケノコ 、 こしあぶら 、ぜんまい、せり(野生のものに限る。)、 わらび(野生のものに限る。) 、大豆 ^{注1} 、ソバ ^{注1} 、スズキ、クロダイ、イワナ(養殖を除く。)、ウグイ (全域) 牛肉 ^{注1} 、シカ肉、クマ肉、ヤマドリ肉
宮城県	(一部地域) 原木シイタケ(露地栽培)、キノコ類(野生のものに限る。)、タケノコ、くさそてつ(こごみ)、 こしあぶら 、ぜんまい、 米(平成25年産^{注1}) 、大豆 ^{注1} 、ソバ ^{注1} 、ヒガンフグ、イワナ(養殖を除く。)、 アユ(養殖を除く。) 、ヤマメ(養殖を除く。)、ウグイ (全域) 牛肉 ^{注1} 、イノシシ肉、クマ肉、クロダイ、スズキ
山形県	(全域) クマ肉
茨城県	(一部地域) 原木シイタケ(露地・施設栽培)、タケノコ、こしあぶら(野生のものに限る。)、イシガレイ、ヒラメ、アメリカナマス(養殖を除く。)、ギンブナ(養殖を除く。)、ウナギ、茶 (全域) イノシシ肉^{注1} 、コモンカスベ、シロメバル、スズキ、ニベ、マダラ
栃木県	(一部地域) 原木シイタケ(露地・施設栽培)、原木クリタケ(露地栽培)、原木ナメコ(露地栽培)、キノコ類(野生のものに限る。)、タケノコ、くさそてつ(こごみ)(野生のものに限る。)、 こしあぶら(野生のものに限る。) 、さんしょう(野生のものに限る。)、ぜんまい(野生のものに限る。)、 たらめ(野生のものに限る。) 、 わらび(野生のものに限る。) 、クリ、イワナ(養殖を除く。) (全域) 牛肉 ^{注1} 、 イノシシ肉^{注1} 、シカ肉
群馬県	(一部地域) キノコ類(野生のものに限る。)、イワナ(養殖を除く。)、ヤマメ(養殖を除く。) (全域) イノシシ肉 、クマ肉、シカ肉、ヤマドリ肉
埼玉県	(一部地域) キノコ類(野生のものに限る。)
千葉県	(一部地域) 原木シイタケ(露地・施設栽培)、タケノコ、ギンブナ、 コイ (全域) イノシシ肉^{注1}
新潟県	(一部地域) クマ肉
山梨県	(一部地域) キノコ類(野生のものに限る。)
長野県	(一部地域) キノコ類(野生のものに限る。)
静岡県	(一部地域) キノコ類(野生のものに限る。)

注1) 福島県・岩手県・宮城県・栃木県の牛肉、茨城県・栃木県・千葉県のイノシシ肉、福島県の24年産米、福島県の大豆及び岩手県・宮城県のソバに係る出荷制限については、知事の管理下のもとで出荷するものについて一部解除

注2) **太字**については、平成25年4月以降、新たに出荷制限の指示又は指示対象範囲が拡大した品目を指す



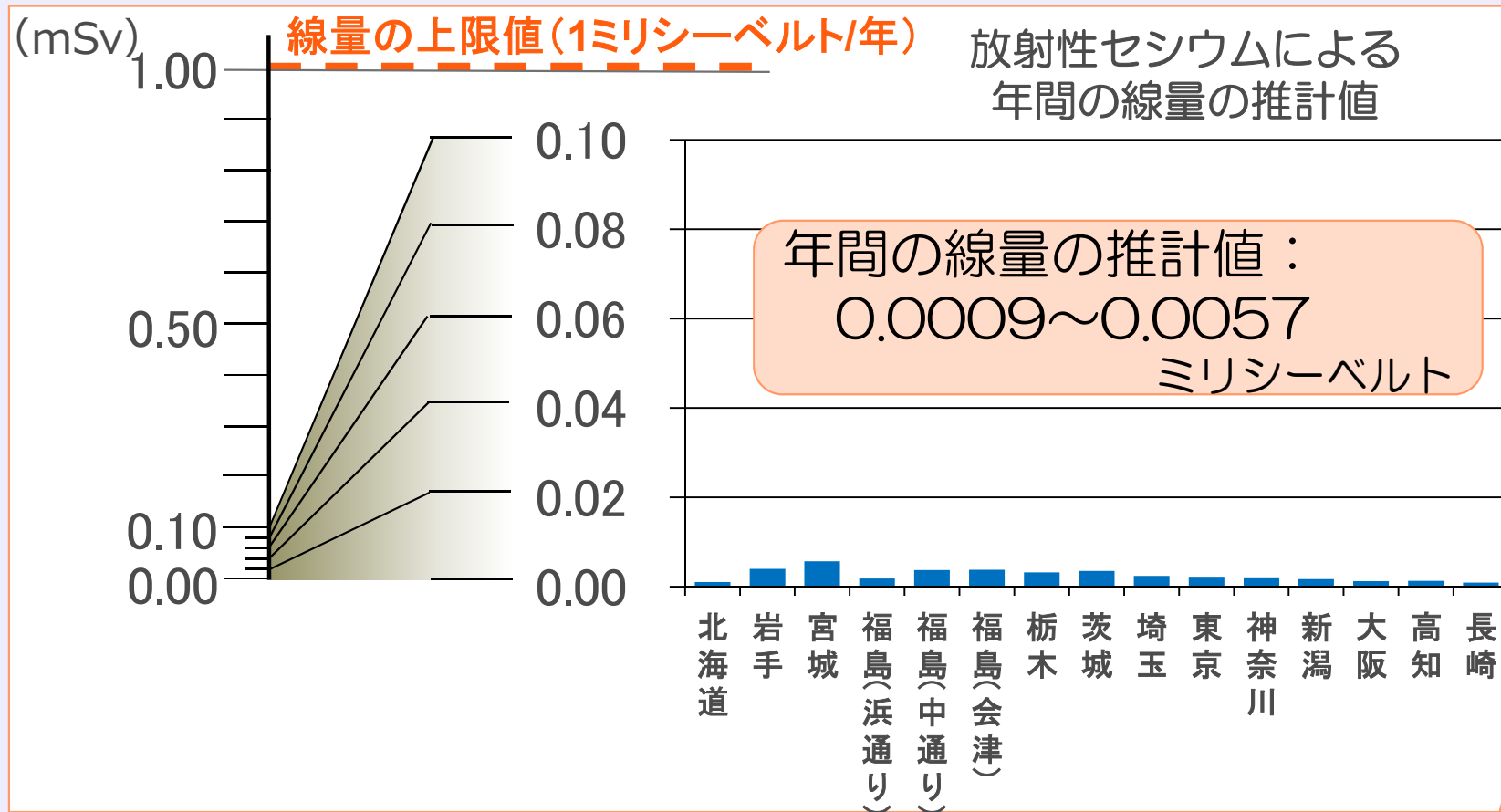
■ 流通食品での調査（マーケットバスケット調査）

● H24年9～10月に、各地で流通する食品を購入し、放射性セシウムを精密に測定

国民の食品摂取量(国民健康・栄養調査)の、地域別平均に基づいて購入し、混合して測定

- ◆通常の食事の形態に従った、簡単な調理をして測定
- ◆生鮮食品はできるだけ地元産・近隣産のものを購入

● この調査結果をもとに、1年間に受ける線量を推計



実際の線量は、どの地域でも、基準値の上限の水準の1%以下と推計

流通食品での調査（マーケットバスケット調査）経時変化

●調査対象地域

・平成23年9-11月 3地域

宮城県、福島県(中通り)、東京都

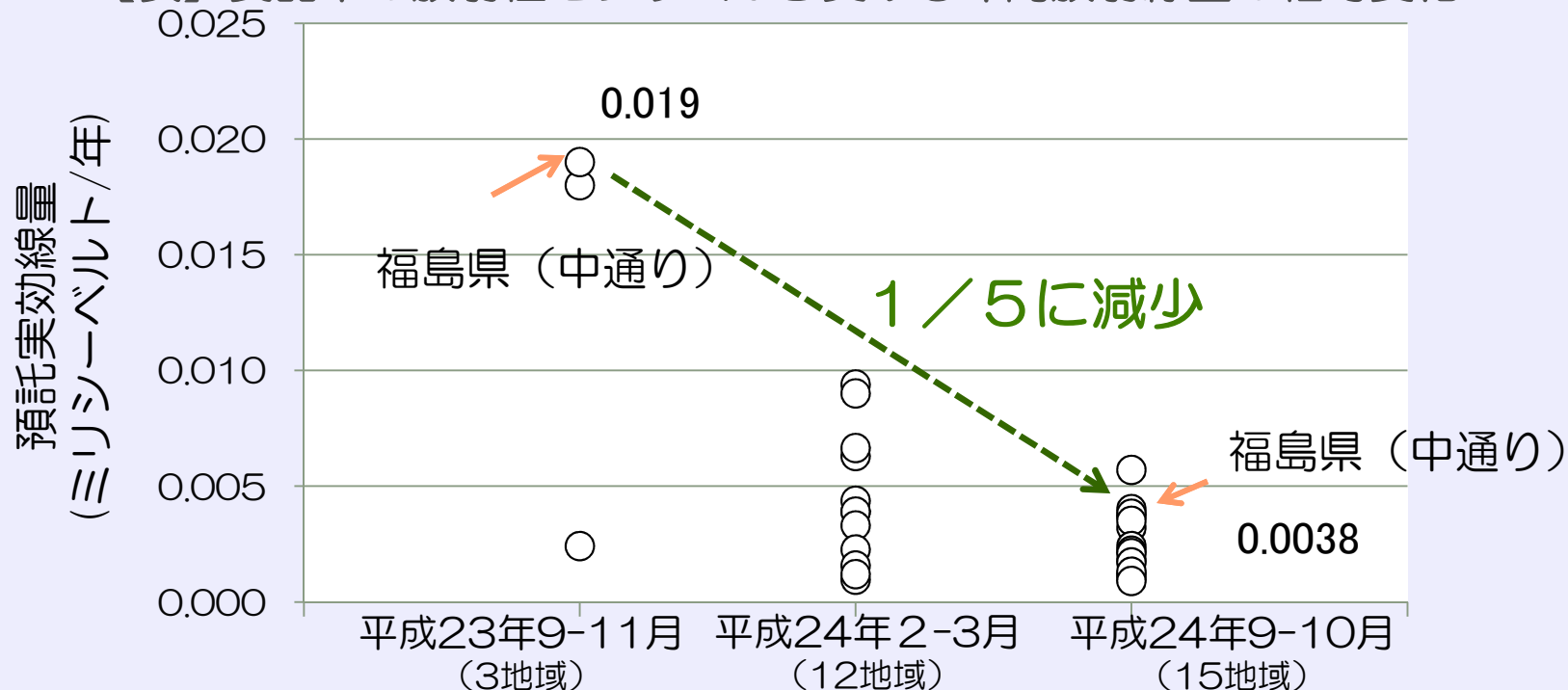
・平成24年2-3月 12地域

北海道、岩手県、福島県(浜通り、中通り、会津)、栃木県、茨城県、埼玉県、神奈川県、新潟県、大阪府、高知県

・平成24年9-10月 15地域

北海道、岩手県、宮城県、福島県(浜通り、中通り、会津)、栃木県、茨城県、埼玉県、東京都、神奈川県、新潟県、大阪府、高知県、長崎県

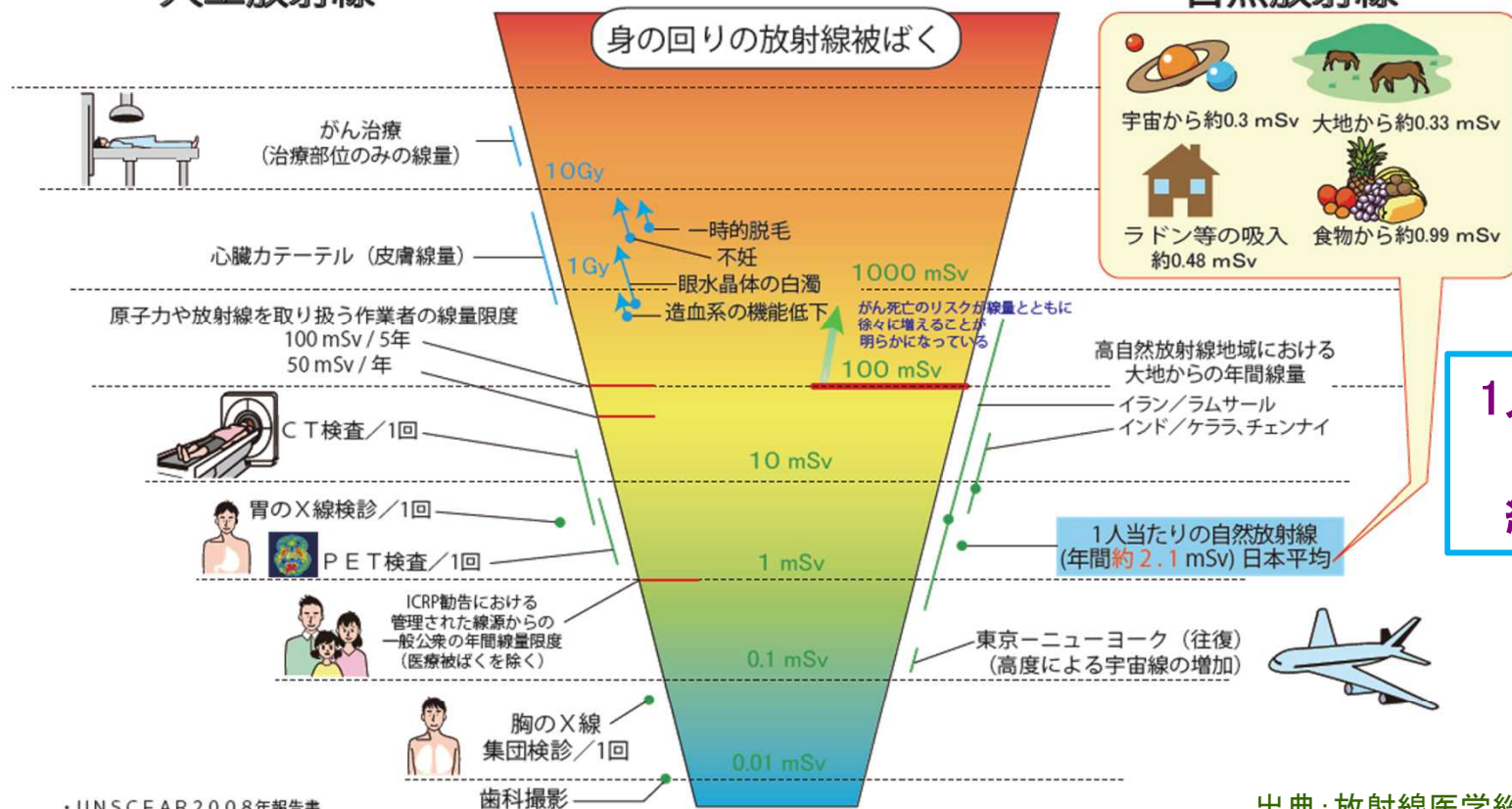
【表】食品中の放射性セシウムから受ける年間放射線量の経時変化



自然界から受ける放射線の量

人工放射線

自然放射線



・ UNSCEAR2008年報告書
・ ICRP2007年勧告
・ 日本放射線技師会医療被ばくガイドライン
・ 新版 生活環境放射線 (国民線量の算定)
などにより、放医研が作成(2013年5月)

【ご注意】

- 1) 数値は有効数字などを考慮した概数です。
- 2) 目盛 (点線) は対数表示になっています。目盛がひとつ上がる度に10倍となります。
- 3) この図は、引用している情報が更新された場合変更される場合があります。

【線量の単位】

各臓器・組織における吸収線量: Gy (グレイ)

放射線から臓器・組織の各部位において単位重量あたりにどれだけのエネルギーを受けたのかを表す物理的 quantity。

実効線量: mSv (ミリシーベルト)

臓器・組織の各部位で受けた線量を、がんや遺伝性影響の感受性について重み付けをして全身で足し合わせた量で、放射線防護に用いる線量。

各部位に均等に、ガンマ線 1 Gy の吸収線量を全身に受けた場合、実効線量で1000 mSv に相当する。

出典: 放射線医学総合研究所 2013



独立行政法人
放射線医学総合研究所

<http://www.nirs.go.jp>

Ver.130502

食品中の放射性セシウムの摂取によって受ける線量は、自然界から受ける放射線の線量と比べても、非常に小さい。



■ ストロンチウム90の検出状況

● 魚におけるストロンチウム90と放射性セシウムの検出状況

地域	調査機関	ストロンチウム90※ (ベクレル/kg)	放射性セシウム セシウム134+セシウム137 (ベクレル/kg)
福島県沖 (操業自粛地域)	厚労省 平成23年	検出限界未満	15～130
福島県沖 (操業自粛地域)	水産庁 平成23-24年	検出限界未満～ 1.2	7～970
福島周辺県沖	水産庁 平成23-24年	検出限界未満	1～81

※ 検出限界 0.02～0.04ベクレル/kg

(参考) 1ベクレルのストロンチウム90をセシウム137に換算すると、最大約10ベクレルに相当

魚からストロンチウム90はほとんど検出されていない。

■ まとめ

- ◆ 国際的な指標に沿ったうえで、子どもも含めた全ての年齢の方に対応した基準値を設定
- ◆ 各自治体で検査計画に基づき多数の検査を実施し、全て公表
- ◆ 原発事故に由来する食品中の放射性物質は、減ってきており、現在は極めて低い水準。
 - 検出されるのは一部の食品に限定され、野菜、果物、穀物、家畜の肉、牛乳など、ほとんどの食品からは検出されていない
 - 実際に食べる食品に含まれる放射性セシウムは基準値の上限の水準の1%以下

■ ホームページでの情報提供

● 厚生労働省ホームページ「食品中の放射性物質への対応」

http://www.mhlw.go.jp/shinsai_jouhou/shokuhin.html

→厚生労働省トップページから
「食品中の放射性物質への対応」

または、

食品 放射性物質 検索

● 首相官邸ホームページ

<http://www.kantei.go.jp/saigai/index.html>

→東日本大震災への対応
～首相官邸災害対策ページ～

